

地方公営企業会計制度改革に当たっての意見等

I. 会計基準に関する具体的検討事項

1. 借入資本金

借入資本金として計上している企業債等を負債に計上する際の一般会計負担見込額の注記に係る実務上の課題として、条例のみで規定するのではなく、規則等で明記することも認める必要があることや規定内容の例示を求める意見が一定程度あった。

【一般会計負担見込額の注記に係る実務上の課題】

- 一般会計との負担区分については、毎年度改正点も多いことから、条例のみで規定するのではなく、規則等で明記することも認める必要がある。
- 条例で規定する内容を総務省から例示して欲しい。

【自由意見】

- 一般会計繰入見込額の内訳として、基準内、基準外の区分があった方がよい。

2. 補助金等を受けた固定資産の償却制度等

処理方法の手順等について、具体的な内容の整理及びQ & Aの作成が必要との意見が一定程度あった。

【長期前受金として計上するかどうか判断が困難な補助金等】

- 受益者負担に基づく受益者からの工事負担金（車両誘導システムの設置に係る工事負担金、特別給水装置工事収益、都市再生機構からの負担金等）
- 寄附金や無償譲渡により取得した資産に係る当該寄附金・資産評価額（既取得資産・補助金等を含む）。
- 建設期間中の借入金等の利息に対する補助（既に出資金として処理されたものを含む）
- 消火栓負担金（消火栓新設に伴い交付）
- 下水道築造工事等に伴う水道事業の移設補償金
- 固定資産の取得と運営経費双方に対し、一括して給付される補助金等について、固定資産の取得に対するものか、経費に対するものか明確とはなっていない補助金等（感染症指定医療機関運営費補助金等）

【自由意見】

- 処理方法の手順等について、具体的な内容の整理及びQ & Aの作成が必要。
 - ・ 元金償還金に対する補助金等については、減価償却と企業債償還のペースが異なる場合、減価償却時において補助金等の収益化ができない場合が生じるが、どのように処理するか。
 - ・ 償却完了済の資産の償却方法及び長期前受金の処理方法はどのようなものか。
- 総合償却について、グループ分けの方法等のより具体的な手法を示す必要がある。現在の案では、取得年度や耐用年数、経過期間等を個別に突合する必要がある、それほど事務負担が軽減されるとは言えない。
- 資本費平準化債について、みなし償却からフル償却に移行することから、発行対象額を「企業債償還金－（減価償却費－収益化した補助金）」とし、平準化債の算定に用いる減価償却費は企業債見合い額に限るなど、平準化債の発行に影響を及ぼさないよう調整を行う必要がある。

3. 引当金

退職給付引当金について、算定方法は約8割以上の団体が、簡便法（期末要支給額）を採用するとしている。

今後の一般会計との負担区分については、「一般会計で全額負担」、「退職会計で全額負担」、「在職年数に応じて各会計が負担」がそれぞれ同程度の割合となっている。

一般会計との負担区分を明確化し、在職年数に応じて各会計が負担することについては、事務負担の増加、予算計上額の積算が難しいとの意見があり。

【退職給付引当金の算定方法】

- 退職給付引当金の算定方法は、多くの団体（約8割以上）が、簡便法（期末要支給額）を採用するとしている。

【退職給付に係る一般会計との負担区分】

- 一般会計と地方公営企業会計との負担区分を今後定めるにあたり、「①退職会計にかかわらず一般会計で全額負担」、「②退職会計で全額負担」、「③在職年数に応じて各会計が負担」がそれぞれ同じ程度の割合となっている。

【退職給付について一般会計との負担区分を明示することの実務上の課題】

- 一般会計との負担区分を明示することについては、以下のような意見があり。
 - ・ 会計間の人事交流が頻繁であるため、個々の異動状況に応じた引当金の算定や管理が煩雑となる。
 - ・ 一般会計と負担調整を行う場合、予算計上額の積算が難しく、補正予算も想定しなければならない。

【退職手当組合加入団体の実務上の課題】

- 退職手当組合への積立金についても、会計区分毎に調整する方法の検討が必要。

【自由意見】

- 賞与引当金については、義務付けず、計上は各事業体の自己判断に任せるべきであるとの意見が一定程度あった。
- 貸倒引当金の計上基準について、明らかにしてほしい。

4. 繰延資産

開発費（ソフトウェア）について、今後どのような計上方法になるのか明示してほしいとの意見あり。

【事業法で認められている繰延資産の項目と根拠法令】

- 現在計上されているものは、熱量変更に伴うガス器具交換等経費（ガス事業法）のみ。

【自由意見】

- 病院事業において、控除対象外消費税について、引き続き繰延経理が認められることは非常に大きな意義がある。
- 開発費は業務の電子化に伴うものが主である。ソフトウェアの開発については、今後開発費（繰延資産）に代わりどのように計上していけばいいのか。発生時に費用処理することになると損益への影響が大きい。
- 繰延資産が廃止された場合、企業債発行差金については、償却原価法を適用することとなるが、利息法は事務が煩雑なので、定額法など簡便的な処理を認めていただきたい。

5. たな卸資産の価額

時価評価を行わないことができるたな卸資産に該当するかどうかの判断が困難な資産として、短期間に消費されないもの、販売等の商品として計上しているものなどがある。

【時価評価を行わないことができるたな卸資産に該当するかどうか判断が困難なたな卸資産】

- 短期間に消費されない資材等のたな卸資産（貯蔵品）
 - ・ 災害時等の緊急用として備蓄している修理用資材、突発的な故障に備える部品、配水管等漏水修繕用の材料等
- 高額な補修用部品（貯蔵品）
 - ・ 水道事業に係る部品、

【自由意見】

- 「事務用消耗品等の販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品等、当該金額の重要性が乏しい場合には、時価評価を行わないことができる」とされているが、その具体的な基準や具体例をQ & A等で示していただきたい。
- 市場における時価がないものについて、再取得価額・評価損を行うために見積りをとることは困難であるが、どのような評価額を算定したらよいか。

6. 減損会計

公営企業に独自の方法を導入する必要性については、資産の機能が相互に連絡し合っている場合には、グルーピングが困難との意見があった。

処理方法の手順等について、具体的な内容の整理及び「減損会計基準」やQ & Aの作成が必要との意見が一定程度あった。

【公営企業に独自の方法を導入する必要性があるか】

- 水道事業の固定資産については、浄水場や管路などの機能が相互に連絡し合っており、収益性を測定する資産のグルーピングが困難であることから、水道事業独自の減損の判断方式を検討することが必要。

【セグメント間の財政調整を行う考え方】

- セグメント毎の詳細を明確にするためには膨大な事務量が発生することから、簡便な方法や十分な移行期間を設けていただきたい。
- 交通事業は、路面電車とバス、地下鉄など乗継割引や共通乗車券などのサービスを通じて地域交通として相互補完的な交通ネットワークを形成している。こうした連関性の高い事業同士の内部補てんも繰出金以外のキャッシュインフローと捉えるべきである。

【自由意見】

- 地方独法のように、「減損会計基準」やQ & Aを定めるべき（資産のグルーピングや減損損失の認識（割引前将来予想キャッシュ・フローの算定方法等について））。
- 一般会計繰出金等については、営業キャッシュ・フローに算入すると記述があるが、繰出金の性質上、財務活動及び投資活動として算入する場合もあるため、営業活動のみに算入するのでは、繰出基準とそぐわないこととなる。

7. リース会計

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合、企業会計において認められる簡便な処理について、公営企業会計においてこの方法によることとしていただきたいという意見が一定程度あった。

また、処理方法の手順等について、具体的な内容の整理及びQ & Aの作成が必要との意見が一定程度あった。

【リースに関する予算上の措置】

- 売買取引に準じるケースについて、元金部分と利息部分を把握することができず、そのため、3条、4条に区分した予算措置や執行を行うことが難しい。
- 300万円以上という、金額で区切られてしまうと、契約結果により、300万円以下になった時の予算変更の対応がとれない。

【自由意見】

- 企業会計においては、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる（未経過リース料の期末残高が当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の合計額に占める割合が10パーセント未満）場合には、簡便な処理が認められているが、公営企業会計においてもこの方法によることができることとしていただきたい。
- 通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理するリース取引を行う場合について、予算処理の方法等について明確に示していただきたい。
 - ・ リース資産取得に伴う消費税の処理の方法
 - ・ 一般会計がリース契約をしたシステムを共用で使用しており、負担金を支払っている場合のリース料の算出はどのようにするのか。

（参考）所有権移転外ファイナンス・リースの会計処理

処理方法	原則処理	簡便処理① (リース比率10%未満)	簡便処理② (リース比率10%未満)
B S	・ 資産/負債→取得相当額で計上	(同左)	・ 資産/負債→リース料総額で計上
P L	・ 減価償却費 →リース期間定額法・定率法等 ・ 利息相当額 →利息法	・ 減価償却費 →(同左) ・ 利息相当額 →利息定額法	・ 減価償却費 →(同左) ただし、利息の区分がないため、リース料と同額 ・ 利息相当額 →なし

8. セグメント情報の開示

法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の経費に係る事業を損益計算書で区分していない場合にセグメント情報として開示することについては、（現に損益計算書で区分していない団体の）約 7 割以上の団体が適当であるとしている。

【法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の経費に係る事業の損益計算書での区分の有無】

○ 多くの団体（約 7 割以上）が現在「区分していない」と回答。

【当該事業のセグメントとしての区分の是非】

○ 多くの団体（約 7 割以上）が「適当である」と回答。

【当該事業のセグメントとしての区分が「適当でない」と考える理由】

- 収支に対する割合が僅かであり、開示情報としての重要性が乏しい。
- 法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号の経費とそれ以外の経費とを厳密に区分することは実務上困難である（現状は理論値で算定している）。

【開示すべきセグメント情報としてさらに追加すべき項目】

○ 業務量

【自由意見】

- セグメント情報の開示は、経営状況の把握のために必要である。
- セグメントの区分を管理者の判断に委ねる方向性は、経営判断の自由度を尊重するものであり、妥当と考える。
- セグメントの区分方法や企業管理規程の例を示してほしい。

9. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書の様式については、税込額（予定額）と税抜額（キャッシュ・フロー調整額）が混在していて分かりにくいので修正すべきとの意見があった。表示方法として直接法も選択できるようにすべきとの意見が多かった。試算表及び資金予算表の様式については、削除すべきではないとの意見が多かった。

【キャッシュ・フロー計算書様式の課題等】

- 税込額（予定額）と税抜額（キャッシュ・フロー調整額）が混在していて分かりにくいので修正すべきとの意見があった。

【資金の定義を「現金・預金」とすることについての実務上の課題】

- 既に資金の定義を「現金及び現金同等物」とするキャッシュ・フロー計算書を作成しているため、「現金・預金」に含まれない「現金同等物」については注記で対応することを認めていただきたい。

【試算表及び資金予算表の様式の削除】

- 試算表及び資金予算表は、経営の状況を把握する上で必要なもので、様式は削除すべきではないとの意見が多かった。

【自由意見】

- キャッシュ・フロー計算書の導入により、現行の資金計画や資金予算表に比べ、資金の流れや支払能力を明確にすることができる。
- 企業会計と同様の様式を求める意見が多かった。
- 以下のような理由から、表示方法として直接法も選択できるようにすべきとの意見が多かった。
 - ・ 資金の流れが項目ごとに表示される直接法の方が情報開示資料としては分かりやすい。
 - ・ 既に直接法によるキャッシュ・フロー計算書を作成するためのシステムを整備している。
- 4条予算のこれまでのあり方（補てん財源による説明）は、資金不足を招く恐れがあり見直しが必要である。

10. 勘定科目等の見直し

現存する一般会計等借入金、補助金等及び資本金を報告書資料 1（貸借対照表様式）のように区分することについては、約 8 割以上の団体が「できる」としている。

【現存する一般会計等借入金、補助金等及び資本金を報告書資料 1（貸借対照表様式）のように区分すること】

○ 多くの団体（約 8 割以上）が「区分できる」と回答。

（参考）報告書資料 1（貸借対照表様式）の区分

- ・「4 固定負債（2）一般会計等借入金」及び「5 流動負債（3）1 年以内返済予定一般会計等借入金」
 - 法 17 条の 2 借入金、法 18 条の 2 借入金
- ・「繰延収益（1）長期前受金」及び「繰延収益（2）建設仮勘定長期前受金」
 - 一般会計等 1 号長期前受負担金、一般会計等 2 号長期前受負担金、法 17 条の 3 長期前受補助金、国庫等長期前受補助金、その他長期前受補助金等
- ・「7 資本金（1）資本金」
 - 法 17 条の 2 資本金、法 18 条資本金、その他資本金

【固定負債に計上する企業債を「建設改良費」・「準建設改良費」・「その他」に区分することについての実務的な問題点】

○ 法非適用企業で「建設改良費」と「準建設改良費」とに分けて管理してこなかったため、財務規定等を適用することになった場合には、この区分が困難である。

【現在、貸借対照表、損益計算書等に注記している事項】

※ 報告書（P. 36）に「注記表に記載する項目」として挙げられていないもので、回答が多かったもののみ掲載

- 他会計繰入金の状況
- 当該事業年度における各引当金の引当額及び取崩額

【自由意見】

○ 「キャッシュ・フロー計算書に関する注記」を追加すべきである。

Ⅱ. 会計変更に伴う経過措置等

1. 移行期間等

移行期間については、3年案が望ましい（少なくとも3年以上必要）との意見が多い。なお、職員数の少ない企業では2～3年での移行は困難とする意見もある。

【スケジュール案（2年／3年）の実務上の課題】

- 2年ではシステムの変更及び新規構築等に要する作業時間が不足するおそれがある。
- システム導入の予算計上については、当初予算計上が適当と考えるので、職員研修期間等も勘案し、最低3年の移行期間が必要。
- 職員数も少ないので、2～3年の移行期間では短い。

【自由意見】

- 実務的に負担が生じ、予算・組織の対応が必要となることから、移行期間の開始年度は、早期に決定していただきたい。
- 水道事業統合推進に即し平成28年度末まで余裕を見ていただきたい。
- 公立病院改革プラン達成の都合上、平成26年度以降の2～3年程度の移行期間とすることが望ましい。

2. 健全化判断比率等に関する措置及び経営改革の推進

会計基準の見直しが資金不足比率に影響を与えないように調整を行う必要があるとの意見が多数。

【「必要な調整」として算定上考慮すべき事項】

- 賞与引当金及び退職給付引当金（流動負債分）のほか、リース債務の翌年度到来分やその他の引当金（流動負債）についても調整を図っていただきたい。
- 雨水負担金を営業外収益と整理すると、事業の規模が大幅に減少するため、調整が必要。

【自由意見】

- 見直しによって指標に影響することがないように必要な調整を行うことが適当。
- 調整が複雑にならないよう十分な検討が必要である（外部への公表にあたって数値の使い分けがおきないよう検討願いたい。）。

Ⅲ. 資本制度

資本制度の改正に伴って地方公共団体が新たに行う事務について、Q & A等を求める意見が多数あった。

【減資の予定】

- 市町村の合併に伴い県が所有する資産を譲渡する場合に減資を予定。
- 旧病院の除却を行う際に減資をすることを検討。

【資本造成の条例規定の概要】

- 減債積立金、建設改良積立金、災害時対応積立金の計画的な積み立て
- 改正前の令第 25 条に規定する自己資本造成

【自由意見】

- 積立金の積立て、自己資本の造成、減資が必要となる具体的なケースについて、Q & Aを作成して欲しい。
- 資本制度に関する条例の制定に当たり、総務省から参考例を提示して欲しい。

IV. 財務適用範囲等の拡大等

事務負担としては、財務規定適用時の一時的な業務増（新システム導入、資産評価等）を挙げる意見が大半であった。

事業規模の大小にかかわらず団体の判断によるべきとの意見があるが、何らかの基準が必要であると回答する団体が多数。基準としては、職員数を挙げる団体が多い。

【特に事務負担・財政負担が大きいと考えられる事項】

- 事務負担では、適用時の一時的な業務量の増加（新システム導入、整備時期の古い資産の評価、事務フローの再整備等）を挙げる例が大半。また、一般会計と異なるシステムを運営すること（帳簿記帳等の事務も含む。）が負担とする団体もある。
- 財政負担では、資産評価・資産調査に要する経費、新システム導入に要する経費を挙げる団体が大多数。事務量の増加に伴う人件費の負担増（又は専門家への業務委託費）を挙げる団体も一定程度ある。

【「事業規模が小さい地方公営企業」を区分する基準】

- 事業規模の大小にかかわらず団体の判断によるべきとの意見があるが、何らかの基準が必要であると団体が多数。
- 基準としては、職員数を挙げる団体が多く、歳入歳出規模やサービス提供の規模（給水人口、処理人口等）を挙げる団体も一定程度ある。

【全部適用が困難又は不適當である理由】

- 組織改編、職員の身分変更に伴う人員や事務量の増大（例：人事・労務管理の知識を有する職員の新たな育成・確保。人事異動の制約。）。

【想定される総合償却の方法】

- 総合償却を行うことを考えている団体からは、①施設の種類（建物、機械設備、管渠等）や②処理区、③購入年度によって分類して算定する方法が示された。
- 施設の帳簿原価が不明な場合に、契約金額（借入金額）等により試算する方法が示された。

【自由意見】

- 財務適用により一般会計と異なるシステムを運用するなど管理費が増大するため料金上昇につながる。
- 財務適用の準備のための十分な移行期間が必要。

V. その他（条例事項等）

料金設定及び更新財源の確保について詳細に規定することになれば、自主的・機動的な運営を阻害するおそれとの意見が多数あった。また、条例の規定の具体例を示して欲しいとの意見も多くあった。

【経営の基本に関する事項を条例に規定することの実務上の課題】

- 料金設定及び更新財源の確保について詳細に規定することになれば、自主的・機動的な運営を阻害するおそれがある。
- 病院事業については、料金が主に診療報酬で定められていることから、条例に料金設定の考え方を規定することはなじまない。

【2以上の事業を通じて1の特別会計を設ける場合の組み合わせ】

- 「上水道事業と下水道事業」、「港湾整備事業と宅地造成事業」

【自由意見】

- 条例で定めるとすれば、ある程度包括的な規定になると思われるが、省令改正案等が不明な現段階では検討が難しい。
- 条例の規定の具体例を示して欲しい。